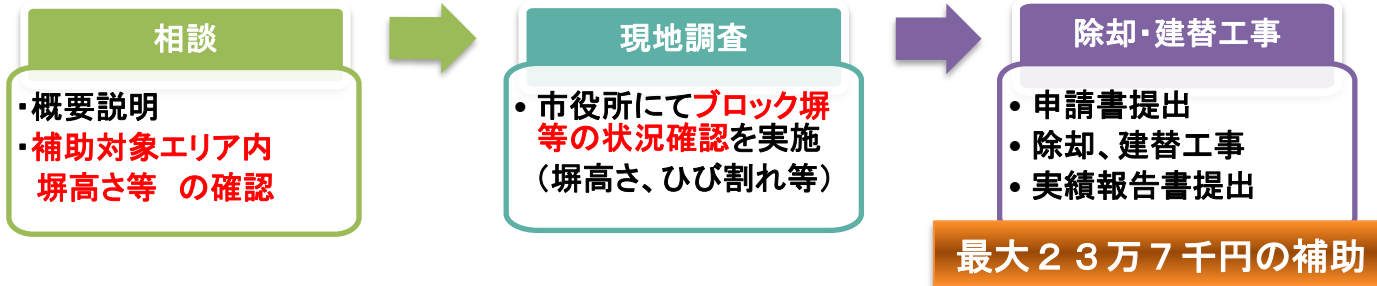


■ 都城市危険ブロック塀等除却促進事業補助制度について

○子供たちを守るため、小学校から概ね半径500mの範囲以内に存するもの又は小学校の通学路に面し、倒壊危険性が高いブロック塀等の除去、建て替え費用を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀等

○申請の流れ



○対象者

- 以下のすべてに該当する方
1. ブロック塀等の所有者
 2. 暴力団関係者でない方
 3. 市税の滞納のない方

○対象となる建築物

- 以下のすべてに該当するブロック塀等
1. 市内にあるもの
 2. 健全性が確保されていないと市が確認したもの (耐震診断基準に基づき確認する)
 3. **小学校から概ね半径500m以内**に存するもの 又は **小学校の通学路**に面するもの
 4. 一般の交通の用に供する道に面するもの
 5. 既存ブロック塀等の道路面からの**高さ1.2m以上**のもの
 6. 除却を行う場合は、 既存ブロック塀等の道路面からの**高さ0.8m以下**となるもの

○補助内容

事業種別	内容・補助額等
除却工事	【内容】 除却工事 【補助額】 次のいずれか少ない額 1. 1敷地つき、上限額 23万7千円 2. 除却するブロック塀等の長さにつき、 8千円/m 3. 除却工事費用の 2/3
建替工事	【内容】 建替工事 【補助額】 次のいずれか少ない額 1. 1敷地つき、上限額 23万7千円 2. 建替えするブロック塀等の長さにつき、 1万8千円/m 3. 建替え工事費用の 2/3

○申請における注意事項

1. 補助対象金額は消費税抜きの金額です。消費税分は自己負担となります。
2. 施工会社との契約は、市が交付する決定通知書の日付け以降に行ってください。

★ 自己負担分の資金のみで出来る『概算払い制度』が使えます ★

『概算払い制度とは』

工事完成後すぐに書類を提出すれば、業者に代金を支払う前に市から補助金を受け取ることが出来ます。

受け取った補助金と自己負担金を合わせて、工事代金を支払いますので、自己負担分の資金のみで耐震改修を行うことが出来ます。

○お問い合わせ・お申込み

都城市役所 【3階】
土木部 建築対策課 建築指導担当
〒885-8555 都城市姫城町6-21
TEL 0986-23-2585